



今、憲法問題を語る

— 憲法問題対策センター活動報告 —

第87回 アジアにおける政治情勢の変化と憲法改正の立法事実の変化

憲法問題対策センター副委員長 津田 二郎 (57期)

2018年は、憲法「改正」の立法事実をめぐる社会情勢が大きく変化しました。

いわゆる安全保障関連法の審議のときには、尖閣諸島や竹島の領有権をめぐる問題と絡めた「中国や韓国が攻めてくる」などとの論調があふれ、「北朝鮮からのミサイルに狙われている」などの問題提起も盛んにされました。国際関係が緊張していることを前提に「テロを未然に防ぐため」として、いわゆる共謀罪が成立しました。

安全保障関連法の審議のときも共謀罪の審議のときも、国会内外で世論を二分する議論が巻き起こりました。安全保障関連法の成立からはや3年、共謀罪の成立から1年が経過しました。

2018年4月に南北朝鮮の首脳会談が電撃的に開催され、紆余曲折を経てその後も続けて開催されています。9月には南北間での終戦宣言といわれる「9月平壤共同宣言」がなされました。この合意に基づき、南北国境付近の軍事施設は段階的に撤去されています。単純ではありませんが、南北朝鮮の緊張関係は、急速に緩和しているといっているでしょう。

一方日中関係はどうでしょう。財務省貿易統計によれば、日本の輸出相手国として中国は2000年ころから急速にシェアを伸ばし、2001年に米国に次ぐ輸出国シェア2位になり、2009年から2012年までは輸出国シェア1位（2010年の輸出シェア19.4%。13兆900億円）、2013年以降は2017年まで同2位（2017年の輸出シェア19.0%。14兆8800億円）でした。また日本の輸入相手国として中国は、1990年には米国に次ぐシェアを占め、2002年以降は毎年シェア1位で、2010年22.1%（13兆4100億円）、2017年24.5%（18兆4500億円）と、日本にはなくてはならない貿易相手国となっています。

ちなみに韓国も輸出国シェアは2002年以降2017年まで連続で3位、輸入国シェアは2015年以降2017年まで連続4位です。経済活動の上で中国も韓国もすでに日本にとってなくてはならない存在です。

2018年10月、安倍首相は7年ぶりに中国を公式訪問して、政治的相互信頼の醸成や海洋・安全保障分野における協力及び信頼醸成、経済分野等における実務協力の推進のほか北朝鮮情勢をはじめとする国際情勢について意思疎通を図ること等について合意しました。日中間においても急速に緊張感が緩和していることは、東アジアの安全保障をめぐる情勢にとっては朗報ですし、日本の経済活動にとっても朗報といえるでしょう。

このように、安全保障法制を議論している際には、まったく考えもつかなかったような、大きな変化が国際的に生まれています。もはや単純に「日本が他国から攻められる」ことを前提とするような政治情勢ではありません。

私は、憲法問題対策センターで憲法の諸問題を検討していますが、2018年に起こった激動の情勢の変化を目の当たりにして、まさに自分が歴史の中に身を置いていることを実感するのです。

そして、現状を変化しないものと考えずに、自分が激動の中に身を置いていると考えることが、変化を見通し、また変化を生み出す力となるのだなあ、と思い知らされます。

憲法「改正」論においては、9条をめぐる安全保障論も争点の一つとなりますが、緊張した東アジア情勢を前提とする立法事実は変化しています。私たちには、あらためて「改正」の必要性を検討し直すことが求められているのではないのでしょうか。